雜

新に發見されたカトリック数の

宗論關係の二史料

文學博士 桑 原 隲 藏

重すべきものである。 電すべきものである。 な男子の虚に発表した。 な子子の音である。 な主にないでは、 ないでは、 ないないがは、 ないがは、 ないが

カ

ጉ

リック数の宗論は支那傳道史上尤も注意す

この理由によつて、耶蘇敦の God を天主とも稱料紹介の順序として簡單に叙述すると、支那人に言い文化を有する國では、その國情と一致するや古い文化を有する國では、その國情と一致するや古い文化を有する國では、その國情と一致するや方に有数することが成功の秘訣と考へ、支那の如き方に布数することが成功の秘訣と考へ、支那の如き方に有数することが成功の秘訣と考へ、支那人に当時で、前後百年以上も繼續した。そのべき事件の一で、前後百年以上も繼續した。その

ふ語も、God を代表し得るものと認め、又支那人 同時に支那の經書にある天又は上帝とい 後外しく在支宣教師間の問題となつた。されざジ 工 スイット派の宣教師の大多數は利瑪質の見解を

認めたの 所が利瑪竇の後を承けてジェスイット派の

=

旨に本づくものであるから、

排斥するを要せずと

が孔子を拜し、

祖先を祭るは全く社會的政治的趣

となった龍華民 Longobardi は、 この點で頗る見 頭飯

決して耶蘇教の 解を異にした。彼は儒敎は一般に物質的で無神的 傾向を有するから、その謂ふ所の天又は上帝は、 God と同一視すべきでない。耶

なっ

を加ふるに及んで、茲に激烈な宗論を 惹

き起

l.

蘇教の 支那でも真の耶蘇毅として布敦せなければならぬ あるから、之は排斥せなければならぬ。 る。又支那人が孔子及び祖先を祭るは一の迷信で 語を使用するのは、誤解を生じ易くして有害であ を代表するに、 儒教の天叉は上帝の 耶蘇教は

> 見なかつたが、やがてカトリック数に屬するド 執り、この方針の下に布敦を繼續したか スイット派のみ勢力を有した間は、 ック派その他の宣教師が支那に布教する者多き 格別の紛擾を B ジ Ξ 工

拜し祖先を祭る支那の儀式を排斥し、 ト派の布教方法を否認する教令(Décret) を發した の申出により、羅馬教皇 Innocent 十世は、孔子を 六四五年(順治二年)にドミニック派のMoralez ジ エ スイツ

羅馬に派遣した。 之に對してジェスイット派の宣教師らは事件の真 相を説明すべく、 時の羅 有名な 馬 Martin Martini 教皇 Alexander 衞國匡を 七世

此等の儀式を容認する敦令を發した。かくて羅馬

は衞國匡の説明を聽き一六五六年(順治一三年)に

關する見解の相違が、

所謂宗論の出發點で、

その

第十一卷

雜 恶

新に發見されたカトリツク敦の宗論關係の二史料

と主張した。この利瑪質と龍華民との布敦方法に

2 康熙論旨に閆當とあるのはこの人を指すかと想像 教皇廳の不統一は盆々この宗論を激烈にした。 はこの宗論に最後の裁決を下すべく、 て來た。そこで當時の羅馬敦皇 最後の解決を求めてから、 に在つて、 監督すべき位置(Vicaire apostolique du Fou-Kien) に一六九三年(康熙三二年)に當時在支那宣敦師を い 'n れるが、 ―が特便を歐洲にやり、 熱心に儀式排斥を唱へた Maigrot—— Maigrot を閆當と稱した所以は審でな 一層宗論が喧しくなつ 羅馬發皇廳に問題の Innocent 一六九九年 十二世 殊

帝から、 關する何ひの上書をした。この上書に對して康熙 於ける孔子を拜し天及び祖先を祭る儀式の趣旨に 派の宣教師達は連名で、 この報知に接した在北京の重なるジェ 康熙帝に宛てゝ、 ス イツ 支那に ኑ

(康熙三八年)に調査會を設置した。

一)孔子を弄するのは、 人の師範として尊敬す

教皇

Clement 十一世の承認を經た。

Clement 敦皇

は七簡條より成る教令で、

支那の信者に God

は

七〇四年(康熙四三年)十一月に儀式禁止を決議し

(二) 祖先を祭るのは孝道が目的で、 るので、求福の意を含まぬ 求福が目的

でない。

ては調査會の感情をも悪化せしめた。 表する最高主權者に解釋を求めたので、 しめたものさして。 **教關係の宗教問題に、異宗教の君主をして容喙せ** 儀式の意味が、宣教師間の問題さなつて居るから な手段と認められるが、他の宗派の人々は、 材料として之を羅馬の調査會に送附した。 と解釋するが允當であるといふ明答を得て、 -12 (三)天又は上帝とは萬物の根源主宰を指し、 スイット派がこの點 天の禮もこの主宰を祭るものである。 ジ ェ スイツ に就いて支那の國家を代 ጉ 派を攻撃し、 調査會は 寧ろ適當 此等の 耶蘇 **参考** స్త 祭

ジ

又孔子を拜し祖先を祭る儀式を禁止するのみでな 止した。この液冷は當時支那に派遣中の液皇の特 必ず天主と稱すべく、天又は上帝と稱するを禁じ →る儀式を行ふ場所に立ち寄ることすら禁 なっ 衛牙官憲に命じて Tournon を澳門に禁錮せしめ、 一七一〇年に Tournon

派使節の手を經て公布されることになつた。

使として極東に向ひ、 是より先き總主談 Tournon は Clement 敦皇の侍 一七〇五年(康熙四十四年)

七〇六年の新八月に北京を發して歸國の途に就 康熙帝は彼に退京を命じた。 の儀式に關する雙方の意見の相違が明瞭となると て、再三康熙帝に謁見を許されたが、拜孔祭祖等 に支那に到着し、 その年の冬から翌年の夏にかけ かくて Tournon は

布した。この行為は康熙帝の遊麟に觸れ、 教の教書 北京退去後、 **教令を接手したけれざ。態と之が發表を見合せ、** た。彼は北京滯在中に Clement 教皇の儀式禁止 Mandement の形式を以て儀式禁止を公 一七〇七年の新一月に南京で、總主 帝は葡

の

維

K

新に發見されたカトリツク敦の宗論關係の二史料

第三號

一 〇 五

(四四五)

むることにした。

Mezzabarba ——

支那の記録に

間もなく彼は一七一〇年に澳門禁錮中 に 病 死

Ex illa die と稱せらるゝ敎皇敕書(Bulle)を發布し ることを承認し、更に一七一五年(康熙五四年)に 羅馬發皇 Clement 十一世は愈禁止殺令を固 の公布した教書の正當な 執

然らざる宣教師は一律に退去を嚴命し、後ち更に より票信を交付して布教に從事することを許すも の拜孔祭祖等の儀式を循奉する者に限り、 ねば支那に布敦することを許可せぬことにした。 て、一七〇四年の禁止教令に忠順を誓ふ者でなけ されど一方康熙帝の態度も愈强硬で、先づ支那 內務府

を支那に派遣して、 更に第二回の特派使節として 總主教 般的に耶蘇教を禁壓 康熙帝にその緩和を懇請せし したから、 Clement 敦皇は Mezzabarba

回發見の二史料は、何れもこの當時に關係ある文に北京に到着して、康熙帝に拜謁を許された。今譯と想はれる――は一七二〇年(康熙五九年)の末嘉樂とあるのは、彼の敎名 Charles(Carolus) の音

書である。

教書は勿論問題を惹き起した。一七四二年七月に を決定した。かくて宗論も遂に終結した。 せらるゝ教皇敕書を發布し、Mezzabarbaの教 羅馬發皇 Benedict 十四世は Ex quo singulari を稱 條件の下に、 **教書の形式で所謂八個條許容案を發布して、或る** の實況とを知ると、 と、彼は北京に入つて、康熙帝の決意と支那殺界 る必要を認め、彼が歐洲に歸航の間際に、 年(康熙六〇年)の新十一月に、澳門で總主教の 序ながら Mezzabarba Clement 拜孔 一祭祖等の儀式を容認した。 教皇の禁止教令の絕對的 教皇の禁止教令を幾分緩和す の使命の結果を畧述する 一七二 この 書を 效力

arba 述の 字添植した を加へられた 問題に闖して該使節との應對につき注意を與へた 節の到着以前に、康熙帝が在北京の宣教師 九日に當る。隙垣氏の推測せる如く、羅馬教皇使 旨は康熙五十九年十一月十八日の日附で、Mezzabzabarba 敕書を、北京で漢譯したものと想像される。 略した〕漢譯で、多分 Mezzabarba が自身携帯した ものである。諭旨の原文に硃筆で親しく補正 さして ジェ の康熙帝の御批の内容が、西籍に傳へらるゝ Mez-一致する點が、この推測の根據を與へる。 た箇處には さて今回發見の二史料の一たる敦王禁約は、 が北京に到着した十一月二十七日に先つこと Ex illa die 奉呈文書に對する康熙帝の御批の内容と スイツ ――印刷の都合で、 一のを観ても、 と稱せらるゝ敎皇敕書の[幾分抄 **小派** を施し、 を召見して、豫め儀式 補正の硃筆は右 康熙帝がこの問題に 原文に删除 康熙諭 阋 を加 一删除 に細 Ŀ

相當意を注がれて居つたことがわかる。 (土)麥 大 成

終に讀者の参考の為に、この二文書中に記載さ

但

匆率の際とて、倪天餌、安泰、徐茂盛の洋名を檢 (土五) 雷 孝 思 Régis

れた西洋人の漢譯名に洋原名を對照して置く。

出することが出來ぬ。 識者の垂示によつて補足し

たいと思ふ(六月四日)

一)格勒門得 Clement X

(二)阿勒桑多 Alexander VII

(三) 殷諾深當 Innocent XII

(四)多 羅 Tournon

(五)嘉

燊

Mezzabarba

(六)蘇 霖 Suarez

(七)白

Bouvet

(八)巴 多 明 Parrenin

(十二)嚴 (十) 戴 嘉 進 樂 睯 Slaviczek

(九)穆 敬 遠 Mourao

Kögler

(圭) 倪 天 靍

Cardoso

(古四)湯 尙 睯 Tartre

(去) 瑪 秉 Œ Mailla

(大)費 (七)馬 國 隱 睯 Ripa Fridelli

(光)羅 (三)安 懷 忠 Costa

(計)徐 茂 盛 泰

(生)張 安 多 Magalhaes

(当) 般

弘

縚

Dentrecolles

敎 Ē 禁 約

教王第十一格勒門得傳為永遠世世悉知之事。 自從

我作發王第一日以至今。 西洋人在中國互相爭論。此係我第一件要緊事。在 我料理諸事雖多。至於衆

第三號 一〇七 (四四七) 中國衆西洋人因看見中國有幾個字還有幾件禮。

业

第十一卷 W

雞

新に發見されたカトリツク教の宗論關係の二史料

百四年十一月二十日俱巳定奪。關寫于後。他們衆西洋人一心一意。此一件事從先前在位敎王能將兩邊所告言詞細細詳審後。于天主降生一千七歲十二般諾深餌料理起首。因他亡故此事到我跟前。我所定奪叫論當信與我彼此相告。要我自巳決斷。我所定奪叫有說此有異端之事。也有說此無異端之事。因此爭

立。因為此與異端相同。 並立。因為此與異端相同。 立。因為此與異端相同。

> 廟行禮。 官並新得進士新得舉人生員者。亦俱不許入孔子

一凡入天主教之人。或在家裡或在墳上。或逢弔喪一凡入天主教之人。或在家裡或在墳上。或逢弔喪之專。俱不許行禮。或本發與別教之人若相會時。之專。俱不許行禮。因為還是異端之事。再入天主教之人。或說我並不曾行異端之事。我不過要報本之人。或說我並不曾行異端之事。 亦不可。

講究恐生是非。只好在旁邊站立還使得。 一凡過別教之人行此禮之時。入天主教之人。若要

之事。如此留在家裡可也。但牌位旁邊應寫天主要立牌位只許寫亡人名字。再牌位作法若無異端因有靈位神主等字眼。又指牌位上邊說有靈魂。凡入天主敦之人。不許依中國規矩留牌位在家。

教孝敬父母之道理。

凡入天主教之官員或進士舉人生員等。於每月初

日十五日。不許入孔子廟行禮。或有新上任之

以上我雖如此定奪。中國餘外還有別樣之禮毫無異

或與異端亦毫不相似者。 今有可行與不可行之禮。 如齊家治國之道俱可 俱由教王之使臣定 我於天主降生一千七百一十五年三月十九日。 叉寫

端。

西主殺之 相反者 以後凡西洋人在中國傳發。或再有往中國去傳教者。 此禁止條約帶去申命。嚴示在中國之衆西洋人悉知 必然於未傳發之先。在天主臺前發誓謹守此禁止條 即便遵行。 如或不然。我依天主教之罰處之。 自今

我差使臣多羅。於天主降生一千七百七年正月二十 之禮屢次查明之後仍定奪。照此禁止條約遵行。 天主降生一千七百十年九月二十五日以上禁止條約 五日在中國亦如此定奪。照此禁止條約遵行。我所禁 即可定奪。 若殺王之使臣不在中國。有主事之人同 有與天主教不相反者許行。 再. 約之禮。 康熙御批 覽此告示。 中國之大理。況西洋人等。 隨後即將發誓之音信。寄到羅瑪府來。 只可說得西洋人等小人。

俱決斷不行。

此。 是和尚道士。 說言議論。 以後不必西洋人在中國行教。禁止可也。 **介人可笑者多。** 異端小殼相同。 今見來臣告示。 此亂言者莫過如

如何言得

康熙五十九年十一月十八日

上召西洋人蘇霖、白晋、巴多明、 麥大成、 倪天鹤、 湯尙賢、 穆敬遠、 雷孝思、 戴進賢

禁止條約之禮等語。

以上之言我心甚是不悦。

因此

嚴嘉樂、

十六年三月二十三日在位数王第七亞勒桑多准行此

之解說還未到中國。 我發的票禁止不行。

也有說於天主降生一千六百五

不肯順從。我聞得在中國西洋人。也有說我自己把

発得多事

也有說此票不明。

也有說此票

Di

洋

九月二十五日我巳定奪主意諸事俱各完畢。還有人

止之事如此而已。我發王自今以後不論你們大人小

人之言語。

我俱不聽信。

於天主降生一千七百十年

꿃

新に發見されたカトリツク敦の宗論關係の二史料

第十

雜

第三號

(四四九)

_ 〇 九

總是敬君之心。隨處皆然。

盛、 張安多、 殷弘緒。 至

馮秉正、

馬國賢、

費隱、

羅懷忠、

安泰、

徐茂

御座無不趨蹌起敬。

第十 一

雜

W

乾清宫西暖閣

上面 二百餘

洋航海。九萬里投來 並 情願效力|並非俘獲之人 爾等 百

朕

西

年

因軫念遠人俯垂矜恤以示中國之一大何所不容 使

通文理。妄誕之言假 職論者 職論者 之意至於爾等行敎。 爾等各獻一一長出入禁庭。山賜優容一亦寓中外一 與中國毫無損益。 卽 爾 等 家 去

講輕為 中國理義即如以天爲物。不可敬天。此 伊不但不知文理。 即字亦 宗識丁。 即大 如何

如門當若深通中國文型。亦

不通之論|譬如 叉如渦 Ë 一表章內稱

> 若以陛下爲階下座位。 若依凹當之論必當呼天主之 爲工匠所造。 怠忽可乎。

中國敬天亦是此意。

名。

持終身。不過為靈魂永遠之事。 洋人修道。[其] 意原為以靈魂。 方是為敬。 **基悖於中國敬天之意。** 歸依天主。 其他無甚與義 據爾衆西 所以 中 苦

類。其 國供神主。乃是人子思念父母原 物之靈。 母若獨。亦必呼號數日思其一世也。況 自然誠動於中即爾等修道之人。 | 在| 譬如幼雛 倘父母 人為萬

物

叉何

足與較量中國。敬孔子|盖因孔子| 以五常百行之大 有變。亦必哀慟。如置之不問。乃不如物類 君臣父子之大倫。 重激高世。 使人愛君 親上

作忠移孝。此至聖先師之所應尊敬 也。 酮 西 洋 亦

非蛙之見<u>何足言天。</u> 知識屬淺 有聖人。因其行事可述 因其行 耶可法。 何知尊聖。 所以敬 重 前多羅來俱是聽 多羅門當等

教下。無<u>稽</u>妄說 以 致顚倒是非。壞爾等事 今

行敦之事。爾衆人公同答應。中國行敎俱遵利瑪爾敎主。差使臣來京。請安謝恩。倘問及爾等。

皇上深知歷有年所。況爾今來上表。請

資規矩。

皇上安。謝

皇上愛養西人之重恩。並無別事。汝若有言。汝當

答。[以]致紊亂[爾等]各宜凛遵。為此特論。[欽] [此]。皇上我等不能應對。 爾等不 可 各 出 已見。 妄自應

羅馬教廷。一七〇四年教王格勒門第十一詢一派之議。華民等以為異端。利瑪賈等以為非異端。其後二派訟於先是天主教入中國。對於祀先敬孔二事。即有爭論。龍先是天主教入中國。對於祀先敬孔二事。即有爭論。龍先是天主教入中國。對於祀先敬孔二事。即有爭論。龍答王禁約一道。康熙論西洋人一道。現陳列於故宮博為王禁約一道。康熙論西洋人一道。現陳列於故宮博為王禁以為王於

議結果。仍維持原案。一七一五年亦派主教嘉樂。使中漢學之西洋人。乃請教廷收回成命。一七一〇年復下部熈帝所不悅。亦以不准傳教為抵制。至是久居中國深通

國重申此項禁約。嘉樂以康熈五十九年十一月抵京。此

位。 般諾深簡第十二。以一六九一年即位。格勒門第之林也。禁約中教王亞勒桑多第七。 以一 六 五 五年即想之不相容。而此二道公文適足為兩方代表亦後世得失言之綦詳。而中國記載則甚缺乏。得此可見當時中西思禁約末有硃批。謚酉洋人亦經硃筆删改。此事酉洋教史

見嘉樂前。特召見在京西洋人。告以應對嘉樂之方法也。

禁約卽嘉樂所携來之禁約譯本。此論西洋人。卽康熈未

有譌誤。一似不甚經意者。然何以又保存至今也。正殷弘緒有漢文著述乡種。唯不可解者。硃筆中字句均戴進賢則乾隆初與修靈臺儀象志。羅懷忠以醫名。馮秉省測繪與圖。穆敬達則雍正初與於阿其那塞思黑之難。

其白晋費隱雷崒思麥大成湯尙賢馮秉正等。則曾派往各十一。以一七○○年卽位。康凞窳中西洋人多供職內廷。

立禁約七條。

雜

並派主教多羅。使中國申明此旨。大爲康

中華民國十四年十一月十八日

陳

跋